

承第2号

檀原市税条例等の一部を改正する条例に関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、檀原市税条例等の一部を改正する条例につき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求める。

平成28年6月10日提出

檀原市長 森下 豊

専 決 処 分 書

檀原市税条例等の一部を改正する条例について

ただし、別紙のとおり

上記のことについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成28年3月31日

檀原市長 森下 豊

理由 地方税法が一部改正されたことに伴う固定資産税の課税標準の特例措置における
わがまち特例としての特例率の設定等及び行政不服審査法が全部改正されたことに
伴う固定資産税の審査の申出に係る適用区分の明確化など必要な措置等を講じるこ
とにつき、平成28年度の課税事務上、急を要するため

檀原市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月31日

檀原市長 森下 豊

檀原市条例第24号

檀原市税条例等の一部を改正する条例

(檀原市税条例の一部改正)

第1条 檀原市税条例（昭和31年檀原市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第56条中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）」に、「、独立行政法人労働者健康福祉機構」を「、独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第59条中「又は第12号」を「、第12号又は第16号」に改める。

第121条第2項中「、第23項、第24項」を「、第22項から第24項まで」に、「又は第30項から第33項まで」を「から第31項まで、第33項又は第34項」に改める。

附則第7条の2第4項中「第15条第2項第6号」を「第15条第2項第7号」に改め、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第7条の3第9項第5号中「費用」の次に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

附則第14条、附則第15条及び附則第16条の規定中「第20項」を「第19項」に改める。

附則第17条の3中「第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項若しくは第40項」を「第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第36項、第37項、第42項若しくは第45項」に、「又は第28項」を「又は第34項」に、「若しくは第28項」を「若しくは第34項まで」に改める。

(檀原市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 榿原市税条例等の一部を改正する条例（平成27年榿原市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第3項の表第98条第1項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、「第1条の規定」を削り、同表第98条第2項の項中「第34号の2の2様式」を「施行規則第34号の2の2様式」に、「第48号の5様式」を「第48号の6様式」に改め、同表第98条第3項の項中「第34号の2の6様式」を「施行規則第34号の2の6様式」に改め、同表第98条第4項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、同条第7項の表第100条の2の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第10項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第9項」を「第9項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第12項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第11項」を「第11項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第14項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第13項」を「第13項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改める。

（行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

第3条 行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（平成28年榿原市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条中榿原市実費弁償条例第2条の改正規定中「第2条に」を「第2条第6号中「第115条の2第5項第1号」を「第115条の2第1項」に改め、同条第7号中「第115条の2第5項第2号」を「第115条の2第2項」に改め、同条に」に改める。

第8条中榿原市固定資産評価審査委員会条例第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、同条の前に1条を加える改正規定を次のように改める。

第12条を第13条とし、第11条中「前三条」を「第7条から第9条まで」に改め、同条を第12条とし、同条の前に次の1条を加える。

(手数料の減免)

第11条 委員会は、法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を受ける審査申出人が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、市長が規則で定める額を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査申出人は、法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を委員会に提出しなければならない。

3 前項の書面には、審査申出人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

附則第6条中「平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出」を「平成28年4月1日以後に地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第2項の規定による公示若しくは同法第419条第3項の規定による公示（同法第420条の更正に基づく納税通知書の交付がされた場合には当該納税通知書の交付）又は同法第417条第1項後段の規定による通知（以下この項において「公示等」という。）がされる場合」に、「平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）」を「同日前に公示等がされた場合」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の檀原市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第7条の2第5項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成２８年法律第１３号）第１条の規定による改正後の地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「新法」という。）附則第１５条第３３項第１号イに規定する設備に対して課する平成２９年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- ３ 新条例附則第７条の３第９項第５号の規定は、平成２８年４月１日以後に改修される新法附則第１５条の９第９項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第１０項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成２９年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

承第3号

平成28年度橿原市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）に
関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成28年度橿原市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）につき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求める。

平成28年6月10日提出

橿原市長 森下 豊

専 決 処 分 書

平成28年度榎原市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について

ただし、別紙のとおり

上記のことについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成28年5月27日

榎原市長 森下 豊

理由 平成27年度決算において、歳入が歳出に対して不足するため繰上充用金を計上する

平成 28 年 度

住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算書

(第 1 号)

檜 原 市

平成28年度樫原市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度樫原市の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41,792千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79,992千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 諸収入		千円 38,200	千円 41,792	千円 79,992
	1 雑入	38,200	41,792	79,992
歳	入	合	計	
		38,200	41,792	79,992

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰上充用金		千円 0	千円 41,792	千円 41,792
	1 繰上充用金	0	41,792	41,792
歳	出	合	計	
		38,200	41,792	79,992

平成 28 年 度

住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算説明書

(第 1 号)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 諸収入	千円 38,200	千円 41,792	千円 79,992
歳 入 合 計	38,200	41,792	79,992

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
4 繰上充用金	0	41,792	41,792
歳 出 合 計	38,200	41,792	79,992

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 0	千円 0	千円 41,792	千円 0
0	0	41,792	0

2 歳 入
1 款 諸収入
1 項 雑入

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 雑入	38,200	41,792	79,992
計	38,200	41,792	79,992

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
1 雑入	41,792	住宅新築資金等貸付金元利徴収金収入	41,792

3 歳 出

4 款 繰上充用金

1 項 繰上充用金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 繰上充用金	千円 0	千円 41,792	千円 41,792	千円	千円	千円 41,792	千円
計	0	41,792	41,792	0	0	41,792	0

節		説 明	
区 分	金 額		
22 補償補填及び 賠償金	千円 41,792	繰上充用金 人権政策課 前年度繰上充用金	千円 41,792 41,792 41,792